

帝京科学大学 令和2年度の課外活動の対処方針について

C O V I D—1 9 の感染拡大を踏まえ、令和2年度の課外活動は下記の対処方針により対応することとし、各団体間関係者、学生においては、十分留意して活動すること。なお、**令和3年1月7日付、再度の緊急事態宣言を受けて、緊急事態宣言発令中の課外活動は「休止」といたします。**

【課外活動方針】

期 間	活 動 内 容 等
7月10～ 前期期間中	<p>1 学内における活動は自粛 ※入構規制をしているため</p> <p>2 学外における個人活動のみ、可とする ただし、新型コロナウィルス感染防止策を講じることを条件とする。</p> <p>3 各競技団体等が主催する競技等への出場要請があった個人・団体については、主催者側及び参加者において、新型コロナウィルス感染防止対策を講じている場合に限り、その出場への可否を検討するものとする。 この場合であっても、練習は個人練習を原則とする。</p> <p>4 公共施設等（屋内）を利用しての活動は、他利用者が少ない時間帯とする。</p>
後期 9月19日～ ※令和3年1月7日付、緊急事態宣言再発令により、一時活動を休止する。	<p>1 後期からの対面授業開始を前提に、学内外を問わず個人、団体活動を可とする。ただし、三密対策及び終了後の消毒作業を行うことを条件とする。また、活動日の参加学生及び活動内容等を記録しておくこと。</p> <p>2 屋内の活動は、20人以内とする（ただし、使用する施設によっては個別の制限を設けることとする）。人数の多い団体にあっては、時間を区切って入れ替え制などとする措置を行うこと。</p> <p>3 スポーツ活動団体にあっては、各連盟や競技団体が指針としている新型コロナウィルス感染防止策を厳守した活動とする。</p> <p>4 大学学生連盟等が主催する各競技大会等への出場は認める。</p> <p>5 新入部員勧誘活動は、ホームページ上の課外活動等紹介のほか、課外活動等勧誘ポスターの掲示とするので、新たに（改正版）ポスター掲示を希望する団体にあっては、ポスターを各キャンパス学生係へ提出すること。</p>
遵守事項	<p>1 活動前後は手洗いを行い、使用する器具などの共用物品は消毒を徹底すること。</p> <p>2 マスク着用が可能な活動は、必ず着用するとともにマスク着用における熱中症等防止に努めること。</p> <p>3 更衣室使用時は、使用人数を決めて交代で利用することとし、更衣室内は必ずマスクを着用すること。</p>
その他	<p>1 <u>緊急事態宣言等が再度発令されたときは、直ちに活動を中止すること。また新型コロナウィルスの感染拡大状況に応じて大学から活動の自粛、中止を指示する場合があるので留意すること。</u></p> <p>2 後期からの活動内容等（方針）にあっては、当分の間継続することとする。</p>